

UC コーポレート会員規約・カード使用者規約(個人主債務用)／

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもってUC コーポレート会員規約・カード使用者規約（個人主債務用）及び個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約及び同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

■ UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（個人主債務用）新旧対照表

改定前	改定後
<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1.法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。なお、カードと会員規約は管理責任者又はカード使用者があらかじめ指定した送付先に送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.カードの所有権は当社に属し、カード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4.カードは、カード表面にお名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者ご本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>5.前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払いはカード使用者の責任とします。</p> <p>6.~7. (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設) □□</p>	<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1.カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。また、カード番号は当社が指定の上、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。また、カードと本規約は管理責任者又はカード使用者が予め指定した送付先に送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.カードの所有権は当社に属し、カード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。</p> <p>4.カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、カード使用者が行うものであり、その責任はカード使用者の負担とします。</p> <p>5.カード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いはカード使用者の責任とします。但し、カード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>6.~7. (略)</p> <p>8.法人会員又はカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認められた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。</p>

<p>第6条 (暗証番号)</p> <p>1.当社はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。</p> <p>(イ) カード使用者からのお申し出のない場合。</p> <p>(ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、カード使用者はそのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。</p>	<p>第6条 (暗証番号)</p> <p>1.当社はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録します。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けていただきます。但し、カード使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、カード使用者の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>
<p>第7条 (カード利用可能枠)</p> <p>1.カード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届け出する際に所定の方法で申し出た範囲内において、当社が審査し決定した額を限度とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。カード使用者は、未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードをご利用いただけます。なお、ショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p> <p>4. (略)</p>	<p>第7条 (カード利用可能枠)</p> <p>1.カード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届出する際に所定の方法で申し出た範囲内において、当社が審査し決定した額を限度とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。カード使用者は、未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードをご利用いただけます。なお、ショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3.カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p> <p>4. (略) □</p>
<p>第8条 (代金決済)</p> <p>1.第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)のご利用代金は、原則として毎月10日に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)にカード使用者があらかじめ金融機関と約定した預金口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。但し、あらかじめ当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。</p> <p>2.カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として1.63%(税込)を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3.当社は前二項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で管理責任者又はカード使用者があらかじめ届け出た送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内の確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご了承いただいたものとみなします。</p>	<p>第8条 (代金決済)</p> <p>1.第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)にカード使用者が予め指定したカード使用者本人名義の金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2.カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及びご利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃までに、管理責任者又はカード使用者に通知します。カード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるが等につき確認しなければならないものとし、ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p>

<p>4. (略)</p> <p>5. カード使用者のお支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとしします。□</p>	<p>4. (略)</p> <p>5. 第1項及び第2項に基づく利用代金について口座振替ができない場合であっても、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</p>
<p>第10条（費用の負担）</p> <p>カード使用者のご都合による第8条第1項以外のお支払方法より発生した入金費用、公租公課及び、当社とカード使用者の間で締結するカード使用者の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえどもカード使用者が負担するものとしします。</p>	<p>第10条（費用の負担）</p> <p>カード使用者のご都合による第8条第1項以外のお支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社とカード使用者の間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえどもカード使用者が負担するものとしします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内としします。□</p>
<p>第11条（退会およびカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カードの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をことができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 第22条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合。</p> <p>(ハ)～(チ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(リ) (略)</p> <p>(ヌ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとしします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 法人会員及びカード使用者は会員番号等を登録した加盟店に対してすみやかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。</p> <p>(新設)</p> <p>4. 法人会員は、第1.2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、ただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとしします。</p> <p>5. (略)</p>	<p>第11条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をことができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 第22条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合、又は第29条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。</p> <p>(ハ)～(チ) (略)</p> <p>(リ) 法人会員又はカード使用者が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</p> <p>(ヌ) (略)</p> <p>(ル) (略)</p> <p>(ロ) カード使用者が死亡した場合。</p> <p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとしします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 第22条第5項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</p> <p>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</p> <p>4. 法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとしします。</p> <p>□5. (略)</p>
<p>第14条（遅延損害金）</p>	<p>第14条（遅延損害金）</p>

<p>本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足しご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、また本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、ショッピングサービスは年利率 14.6%、キャッシングサービスは年利率 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、日割計算とします。</p>	<p>約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から完済に至るまで、また本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービスは年 14.6%、第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年 365 日（うるう年は年 366 日）の日割計算とします。□</p>
<p>第 15 条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）</p> <p>1. 万が一カード使用者がカードを盗難、詐取もしくは横領（以下「盗難」と総称します。）され、又は紛失した場合は、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 但し、前項によりカード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ)～(ハ) (略) (ニ) 第 4 条第 4 項に違反して第三者にカードを使用した場合。 (ホ) 当社が法人会員又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。 (ヘ) (略) (ト) 本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。 (チ) 法人会員又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。</p> <p>(リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合は除きます。</p> <p>(新設)</p> <p>4. (略) □□□□</p>	<p>第 15 条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）</p> <p>1. 万が一カード使用者がカードを盗難、詐取もしくは横領（以下「盗難」と総称します。）され、又は紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 前項によりカード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ)～(ハ) (略) (ニ) 第 4 条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用した場合。 (ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。 (ヘ) (略) (ト) 本規約のいずれかに違反した場合。</p> <p>(チ) 法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。 (リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第 6 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。 (ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。</p> <p>4. (略) □□□□□□</p>
<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は当社に届け出た氏名、所属部署、住所、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（取引目的及び第 18 条第 3 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合は、ただちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 前項の変更手続きがないために当社から送付する通知書、書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3.～4. (略) □</p>	<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、連絡担当者、支払方法、カード使用者の氏名、所属部署、住所、電話番号、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（取引目的及び第 18 条第 3 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員及びカード使用者から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3.～4. (略)</p>
<p>第 18 条（その他承諾事項）</p> <p>法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。 (イ) 当社が与信の及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、収入等の確認を求めるとともに、住民票・源</p>	<p>第 18 条（その他承諾事項）</p> <p>法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。 (イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、収入等の確認を求めるとともに、住民票の写し</p>

<p>泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(ロ) 当社がカード使用者にお貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者は、法人会員及びカード使用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員及びカード使用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。</p> <p>(ロ) 当社がカード使用者に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、カード使用者の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。</p> <p>(ハ) 当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(ホ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ヘ) (ホ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者は、法人会員及びカード使用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」と称します。）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員及びカード使用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>3. (略)</p>
<p>第19条（合意管轄裁判所） 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員又はカード使用者の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第19条（合意管轄裁判所） 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員又はカード使用者の住所地、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第21条（規約の改定並びに承認） 本規約が改定され、当社より法人会員及びカード使用者へその内容の通知をし、又は新会員規約を送付したのちにカード使用者がカードを利用したときは、法人会員及びカード使用者は規約の改定を承認したものとみなします。</p>	<p>第21条（規約の改定並びに承認） □当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の本規約の送付その他当社所定の方法により法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。</p>
<p>第22条（カード利用方法） 1. カード使用者は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等への署名にかえて、暗証番号を入力するなど当社が指定する操作方法により、ショッピングサービスを受けることができます。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は</p>	<p>第22条（カード利用方法） 1. カード使用者は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は</p>

<p>商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続を省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3.ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。</p> <p>4.カード使用者は、換金を目的とするショッピングサービスの利用はできません。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>商品・サービス等については、売上票等への署名等の手続を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて、暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3.ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第8条第2項の規定が準用されます。第8条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。</p> <p>4.カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>5.カード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、カード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任はカード使用者の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。カード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合又は退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社がカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることをカード使用者は予め承認するものとします。</p>
<p>第23条（加盟店への連絡等） カード使用者のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、カード使用者はこれを了承するものとします。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6.通信料金等、カード使用者が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知することがあること。</p>	<p>第23条（加盟店への連絡等） カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、カード使用者はこれを予め承認するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第24条（債権譲渡） 1.カード使用者はカードの利用又は当社のかかわる通信販売等により生じた加盟店のカード使用者に対する債権の任意の時期並びに方法での譲渡について、次のいずれの場合についてもあらかじめ承認するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、カード使用者に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとします。 (イ)～(ハ) (略)</p> <p>2.前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がカードを提示してご署名いただいた売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。</p>	<p>第24条（債権譲渡） 1.カード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じたカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、カード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。 (イ)～(ハ) (略)</p> <p>2.前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。</p>
<p>第25条（支払い区分）</p>	<p>第25条（支払い区分）</p>

カード使用者による商品・サービスの購入代金、及び通信販売の利用代金の支払い区分については、原則 1 回払いとなります。	□カード使用者のショッピングサービスの支払区分は、原則 1 回払いとなります。□
第 26 条 (商品の所有権) 商品の所有権は、カードによる商品の購入又は通信販売の利用により生じた加盟店のカード使用者に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。	第 26 条 (商品の所有権) 商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店のカード使用者に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員及びカード使用者は認めるものとします。
第 29 条 (キャッシングサービス) 1. (略) 2. 1 回当たりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として 10,000 円単位とします。 3.~5. (略)	第 29 条 (キャッシングサービス) 1. (略) 2. 1 回あたりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として 10,000 円単位とします。但し、当社が認める場合に限り 1,000 円単位とします。 3.~5. (略)
第 30 条 (キャッシングサービスの支払方法等) 1. (略) 2. カード使用者は、当社所定の利率をもって計算された利息を支払うものとします。利息はご利用日の翌日から約定支払日までの日割計算とします。なお、利率はカード送付時に通知します。 3.~4. (略)	第 30 条 (キャッシングサービスの支払方法等) 1. (略) 2. カード使用者は、当社所定の利率をもって計算された利息を支払うものとします。利息はご利用日の翌日から約定支払日までの年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。また、ご利用日にご返済いただく場合には、1 日分の利息をお支払いいただきます。なお、利率はカード送付時に通知します。 3.~4. (略)
第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面) 1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するか、又は、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。 2. 前項の一括記載交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限又は中止することができます。 3. (略)	第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面) 1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面 (電磁的方法による場合を含みます。) を、キャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについてカード使用者から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。 (削除) 2. (略)

UC 立替払加盟店利用特約 新旧対照表

第 1 条 (本特約の主旨) 1. 本特約は、株式会社クレディセゾン (以下「当社」と称します。) 又は UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (以下「会員規約」と称します。) 第 22 条第 1 項 (ロ) (ハ) のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店 (以下「立替払加盟店」と称します。) におけるサービス利用料、ショッピング利用代金等のカードでの決済についての特約を定めたものです。 2. 立替払加盟店において、カード使用者はカードを提示することにより、又は通信販売等の方法により、ショッピングサービスの提供を受けることができるものとします。 3. 前項の場合、当社はカード使用者の委託に基づき、カード使用者に代ってサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、カード使用者は予め異議なくこれを承諾します。	第 1 条 (本特約の主旨) 1. 本特約は、株式会社クレディセゾン (以下「当社」と称します。) 又は UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (個人主債務用) (以下「会員規約」と称します。) 第 22 条第 1 項 (ロ) (ハ) のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店 (以下「立替払加盟店」と称します。) における <u>ショッピングサービス</u> についての特約を定めたものです。 (削除) 2. 立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社はカード使用者の委託に基づき、カード使用者に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、カード使用者は予め異議なくこれを承認します。
--	--

【下線部は改定部分を示します。】

■個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項 新旧対照表

<p>カード使用者として申込みをされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意の上、申込みをします。</p>	<p>カード使用者として申込みをされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1)カード使用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。 ①各取引所定の申込書にカード使用者が記載したカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外でカード使用者が当社に届出た事項 ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報 ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 ④各取引に関する申込み及び支払途上におけるカード使用者の支払能力を調査するため、カード使用者が申告したカード使用者の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況 ⑤各取引においてカード使用者からの問合せにより当社が知り得た情報（通話情報を含む） ⑥～⑦ (略) ⑧各取引に関するカード使用者の支払い能力を調査するため、カード使用者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報 ⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報 (2) (略)</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1)カード使用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報（Eメールアドレス、SNS アカウントその他インターネット上の連絡先を含む。）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項 ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報 ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報 ④カード使用者が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報 ⑤カード使用者の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む） ⑥～⑦ (略) ⑧カード使用者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報 ⑨インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社がカード使用者に関する情報と判断したものを（カード使用者情報を用いた検索結果、調査結果等を含む） (2) (略)</p>
<p>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用） (1)カード使用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。 ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内 ③ (略) (2) (略) (3)カード使用者は、前二項の利用について、中止の申出</p>	<p>第2条（第1条以外での個人情報の利用） (1)カード使用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内 ③ (略) (2) (略) (3)カード使用者は、(1)①②及び前項の利用について、</p>

<p>ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>	<p>中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>
<p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用） (1)～(2) (略) (3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。 (株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 ナビダイヤル 0570-666-414 ホームページアドレス http://www.cic.co.jp/ 登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年間 ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年間 ※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (株)日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 ナビダイヤル 0570-055-955 ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp/ 登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から6ヶ月を超えない期間 ②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び完済日から5年を超えない期間 ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間</p> <p>⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年を超えない期間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用） (1)～(2) (略) (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。 (株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 ナビダイヤル 0570-666-414 ホームページアドレス http://www.cic.co.jp/ 登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内 ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内 ※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (株)日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 ナビダイヤル 0570-055-955 ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp/ 登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、<u>保証履行</u>、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内 ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内 ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、<u>債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内</u>） (削除)</p> <p>(4) (略)</p>

<p>第5条（本同意条項に不同意の場合） 当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第2条（1）及び（2）に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。</p>	<p>第5条（本同意条項に不同意の場合） 当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条（1）<u>①②</u>及び（2）に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。</p>
<p>第7条（各取引の契約が不成立の場合） （1）各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条（1）に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。 ①～② （略） （新設） （2）前項②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されます。□</p>	<p>第7条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用） （1）各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条（1）に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。 ①～② （略） （2）各取引が終了した場合であっても、第1条（1）に基づき当社が取得した個人情報は、<u>前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。</u> （3）（1）②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されます。</p>

【下線部は改定部分を示します。】